

役員の報酬等および費用、職務に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本木材保存協会(以下「本協会」という。)定款第26条の規定に基づき、役員の報酬等および費用ならびに常勤役員に関する必要な事項を定めるとともに、一般社団法人および一般財団法人に関する法律ならびに公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本協会で雇用され、第9条に規定する就業規則により、勤務する理事(以下、「常務理事」という)をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常務理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人および、公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および、退職手当であって、その名称は問わず、費用とは明確に区分する。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)および手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、常務理事の職務遂行の対価として報酬等を支給する。

- (1) 報酬は月額払いとする。
- 2 常務理事には、役員賞与は、毎年6月および12月に支給する。
- 3 常務理事の退職に当たっては、当該役員任期に応じ第7条に規定する退職手当を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 常務理事の報酬月額、45万円を上限とし、支給額は、会長が決定し、理事会の承認を得るものとする。

- 2 常務理事の役員賞与の年額は、165万円を上限とし、支給額は、会長が決定し、理事会の承認を得るものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬月額は、毎月25日に支払うものとする。なお、支払日が祭日、土曜日、日曜日の休日となる場合は、休日の前日に支払うものとする。

- 2 役員賞与は、支給月の15日に支払うものとする。なお、支払日が祭日、土曜日、日曜日の休日となる場合は、休日の前日に支払うものとする。

(報酬等の支払方法および、源泉徴収)

第6条 報酬等は、原則として、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより源泉徴収して支給する。

(退職手当)

第7条 退職手当は、常務理事として円満に勤務し、かつ辞任又または死亡により退任した者に支給するものとし、定款第25条の規定により解任された場合は、退職手当は支給しない。

なお、死亡により退任した場合は、その法定相続人に支払うものとする。

2 退職手当の金額は、退職した日の属する月の報酬月額に、勤務月数の12分の1を乗じた金額として、退職月末までに支払うものとし、稟議により手続きを行う。

なお、勤務月数の計算については、就任の日から起算して暦に従って計算するものとし、1か月に満たない端数が生じたときは1か月とする。

3 常務理事に対する退職手当については、この規程の定めるところによるほか、職員退職手当規程を準用する。

(費用)

第8条 本協会は、役員(企業所属の役員は除く)がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常務理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずるものとする。

(勤務)

第9条 常務理事の勤務体制は、別に規定する就業規則第3章によるものとする。

(定年)

第10条 常務理事の定年は、原則70歳に達した日が属する年度の翌年度に開催される、定時総会の役員を選任案件の審議終結時までとする。

(公表)

第11条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人および、公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(本規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、事務局長が起案し、理事会の承認を得て、総会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第13条 この規程を実施するにあたり、必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、決定することとし、速やかに手続きを行い、本規程に規定する

附 則

1. この規程は、一般社団法人および、一般財団法人に関する法律および、公益社団法人および、公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この規程は、2023 年5月 25 日から施行する。